

## 「保険を使って壁を修理しませんか」と業者が自宅に訪問して来た！ ～住宅修理サービスの電話勧誘も！～

### 事例

突然自宅に若い男性が来て「外壁が傾いている、壁のヘコみがひどい、保険で修理できるのを知っているか」と言ってきた。私が「修理するなら地元の業者に相談する」と伝えているのに、しつこい勧誘が続いた。「地元業者に連絡を取ります。」と伝えと、諦めてようやく帰っていった。知人に伝えると、同じような「保険を使って住宅を修理しませんか」と電話勧誘が来ていた、情報提供する。訪問勧誘お断りシールも貼っているがしつこい勧誘だった。

(70代 女性)



### アドバイス

- 市内において「保険を使って修理しませんか」と勧誘電話が掛かり訪問に繋がっています。
- 「住宅の壊れているところを無料で修理できる、保険金請求のサポートもする」と勧誘内容を鵜呑みにし、すぐに契約しないようにしましょう。
- 見積もりと違う工事をし、修理内容がずさんなケースもあります。
- ウソの理由で保険金請求が行われた事例もあります。ウソが判明すると契約が解除される可能性や保険金の返金を求められる可能性があります。
- 訪問勧誘や電話勧誘による契約は、クーリング・オフが可能です。契約書面を受取ってから8日間は無条件で契約解除ができます。
- 困ったとき心配なときは、早めに消費生活センターか名寄警察署（2-0110番）に相談してください。

### ●問い合わせ先

**名寄市消費生活センター** ☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2F

◆相談時間9:15～16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

